

## 総務常任委員会

1 開 議 平成29年3月13日(月) 午前10時00分

2 場 所 議会棟第1会議室

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第12号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第13号 大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第14号 大田原市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第15号 大田原市税条例等の一部を改正する条例の制定について

## 総務常任委員会名簿

委員長	君	島	孝	明	出席
副委員長	高	木	雄	大	出席
委員	滝	田	一	郎	出席
	深	澤	賢	市	出席
	前	野	良	三	出席
	引	地	達	雄	出席
	小	野	寺	尚	出席

当 局	総 合 政 策 部 長	佐 藤 英 夫	出席
	総 務 課 長	櫻 岡 賢 治	出席
	財 務 部 長	高 橋 正 実	出席
	税 務 課 長	墨 谷 美 津 子	出席

事 務 局	齋 藤 一 美	出席
-------	---------	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（君島孝明君） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会いたします。

本日の議事日程及び審査資料は、タブレット端末の資料のとおりであります。

当局の出席者は、佐藤総合政策部長、高橋財務部長、櫻岡総務課長及び墨谷税務課長であります。

ただいま傍聴の申し出がありますが、これを許可いたします。

（傍聴者入室）

◎議案第12号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（君島孝明君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第12号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきまして、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

議案第12号について当局の説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第12号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新たに市長部局に附属機関を設置することなどに伴い、関係部分を改正するものです。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 議案第12号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

タブレット資料、議案補助資料21ページをごらんください。大田原市附属機関設置条例の一部改正につきましては、市長の附属機関として1機関の新設、1機関の名称と担当事務の変更及び2機関の廃止並びに教育委員会の附属機関として、1機関の名称及び担当事務を変更することに伴いまして、条例の一部を改正するものであります。

それでは、新旧対照表でご説明いたしますので、タブレットの23ページをごらんください。まず、市長の附属機関としまして、大田原市新庁舎建設工事総合評価落札方式審査会につきましては、平成28年8月、落札業者を決定し、当該審査会の目的を達成したことにより廃止いたします。

次に、大田原市介護予防・日常生活支援総合事業に係る協議体につきましては、生活支援体制整備事業を実施することに伴い、大田原市生活支援体制整備事業に係る協議体へ名称を変更し、担当事務を生活支援体制整備事業に係る事業主体間の情報共有及び連携強化に関する事務に変更いたします。

次に、大田原市地域包括支援センター事業調整会議につきましては、新たに大田原市地域ケア会議に移

行することとなったため、廃止いたします。

次に、新たに認知症総合支援事業を実施するに当たり、大田原市認知症初期集中支援チーム検討委員会を設置し、その担当事務を大田原市認知症初期集中支援チームの活動状況の検討等に関する事務といたします。

最後に、教育委員会の附属機関としまして、大田原市立小中学校教科用図書採択協議会を大田原市立小中学校教科用図書選定委員会に名称を変更し、その担当事務を教科用図書の選定に係る調査及び検討に関する事務に変更いたします。改正理由といたしましては、合併前におきましては、教科用図書の選定を北那須市町村で構成する協議会で行ってございましたけれども、合併後は本市単独で選定を行っておりますので、現状に合わせまして、採択協議会から選定委員会に名称及び担当事務を改正いたします。

20ページへ戻りまして、附則といたしまして、この条例は29年4月1日から施行する旨規定いたします。

以上で議案12号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、これより議案第12号に対する質疑を行います。

発言は関連してお願いいたします。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 23ページですが、教育委員会関係なのですけれども、採択と選択の意味というか、それを少し説明をしていただけたらと思います。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 先ほども申しましたように、合併以前は7カ市町村が集まって、複数の自治体で教科書をどれにするかということで採択をしていたわけですが、それを文科省の場合、複数の自治体で採択の協議会で行う組織を採択協議会というふうに言っていて、単独の自治体の関係者で教育委員会に推薦する図書を選定する場合には選定委員会というふうに文科省のほうで例示しているということで、やっていること自体は同じことをやっているということになっております。なので、複数の自治体の場合には採択と書かれていて、単独の自治体の場合には選択という形になります。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） そうすると、意味的には一緒なのだけれども、文科省の文言が変わったので、それに合わせるという見解なのですか。意味は一緒ということでもいいのですか。調査と検討というのも入っていますけれども、右側に。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 意味合い的には一緒なのだけれども、本来、合併後に、本来であればそういう形にすべきだったものを継続して使ってきたということなので、単独になったということで、意味合い的には同じく、先ほど言いましたように、単独の自治体で推薦する図書を選定するという形ということになると思います。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 今度、削除する、新庁舎建設の審査会、これは5回開かれたということでよろし

いのでしょうか。

○委員長（君島孝明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 委員がおっしゃるとおりでございます。

○委員長（君島孝明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） なければ、質疑は以上で終了いたします。

次に、意見を行います。皆様の発言はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 意見はありませんので、以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第12号は、原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） ご異議ないものと認め、議案第12号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第13号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（君島孝明君） 次に、日程第2、議案第13号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

議案第13号について当局の説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第13号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新たな職の設置等に伴い、関係する部分を改正するものです。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 議案第13号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

タブレットは26ページをごらんください。大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、介護保険法の制度改正に伴いまして、認知症総合支援事業を実施するに当たり、認知症初期集中支援チーム員など新たな委員を設置するとともに、附属機関の廃止及び名称の変更に伴い、関係する部分を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表で説明いたします。27ページをごらんください。まず、新庁舎建設工事総合評価落札方式審査委員会及び地域包括支援センター事業調整会議につきましては、先ほどの議案12号で説明し

ましたとおり、附属機関の廃止に伴いまして削除いたします。

次に、介護保険制度改正に伴いまして、認知症総合支援事業の認知症初期集中支援推進事業及び認知症地域支援ケア向上事業を実施するに当たりまして、新たに認知症初期集中支援チーム員などを設置いたします。

まず、認知症初期集中支援チーム員のうち医師については、会議出席時に日額6,400円、対象者を訪問支援した場合には日額2万円、その他の委員につきましては、会議出席時に医師と同様に日額6,400円、訪問の場合には1人当たり7,400円といたします。なお、医師につきましては、1日に複数の対象者を訪問することを想定しておりません。その他の委員につきましては、複数の対象者を訪問することを想定しているために、訪問1人当たりの報酬といたします。

次に、認知症初期集中支援チーム検討委員会については日額6,400円といたします。

次に、認知症総合支援事業を実施するに当たり、認知症地域支援ケア向上事業嘱託医を設置し、その報酬を年額3万円といたします。

介護認定調査員の報酬額、ケアマネジャー資格ありについては、新設した前項の認知症地域支援ケア向上事業嘱託医が年額であることから、日額に文言を修正いたします。

次の28ページへ移りまして、先ほどの議案12号でご説明したとおり、介護予防・日常生活支援総合事業に係る協議体委員を、介護保険制度の改正により生活支援体制整備事業を新たに実施することに伴い、生活支援体制整備事業に係る協議体委員に、また英語指導助手を、小中学校の英語の授業で日本人教師を補助する指導助手をALTと呼んでおりますけれども、ALTは外国語指導助手というふうに日本語訳されますことから、外国語指導助手に、最後に、こちらも先ほど議案第12号で説明しましたとおり、大田原市立小中学校教科用図書採択協議会委員を、市単独で教科用図書の選定作業を行っている現状に合わせまして、大田原市立小中学校教科用図書選定委員会にそれぞれ名称を改めます。

25ページへ戻りまして、附則としまして、この条例は29年4月1日から施行する旨規定いたします。

以上で議案第13号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、これより議案第13号に対する質疑を行います。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 1点だけお伺ひいたします。

27ページの認知症初期集中支援チームの中の医師と、下の認知症地域支援ケア向上嘱託医ですか、これらは同一人になる場合もあるのでしょうか。やむを得ない場合は認めるのですか、お伺ひしたい。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 同一人になる可能性がないと言われれば、そんなことはないと思うので、なることもあると思うのですけれども、基本的に集中支援チーム員というものは、医師と、それからその他の委員というのが、作業療法士とか介護士、そういった、3人1組でチームを編成して、実際、認知症者のお宅を訪問するというのを想定はしているのです。嘱託医、認知症ケア向上の医師につきましては、医療と介護と両方の見地から助言をいただくというような先生を想定しているということですから、全く可能性としてはないということではないと思います。

以上でございます。

○委員長（君島孝明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） なければ、質疑は以上で終了いたします。

次に、意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 意見はないようでございますので、それでは採決いたします。

議案第13号は、原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） ご異議ないものと認め、議案第13号 大田原市特別職の職員等で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決することに決  
しました。

◎議案第14号 大田原市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定  
について

○委員長（君島孝明君） 次に、日程第3、議案第14号 大田原市職員の育児休業等に関する条例等の一部  
を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

議案第14号について当局の説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第14号 大田原市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する  
条例の制定につきましては、地方公務員育児休業法等の改正に伴い、関係する4条例を一括して改正する  
ものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 議案第14号 大田原市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例  
の制定についてご説明いたします。

タブレットは35ページをごらんください。大田原市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正につ  
きましましては、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間労働法制及び人事院勧告  
等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正に準じまして、地方公務員の育児支援及び介護支援に係る規定  
の改正が行われたことに伴いまして、関係部分を改正するものでございます。

それでは、39ページ、新旧対照表でご説明いたします。育児休業は、職員の申し出により、その養育す  
る子供が3歳に達する日、非常勤にあっては子供の養育の事情によって1歳から1歳6カ月に達する日ま  
で、条例で定める日となっておりますけれども、休業することができる制度でございます。今回の改正では、  
育児休業の対象となる子供の範囲の拡大、それから非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和というものの  
改正が行われたことに伴いまして、関係条例の一部を改正するものでございます。

第1条関係、大田原市職員の育児休業等に関する条例の一部の改正になりますけれども、第2条第1項第4号ア、2)につきましては、育児休業を取得することができる非常勤職員の取得要件の緩和について規定しておりまして、改正後は、引き続き1年以上在籍していて、その養育する子が1歳6カ月に達する日以降も任用される見込みであれば、規則で定める勤務日数以上であれば育児休業を取得することができるということを規定するものでございます。

第4号のイは、2条の2を新設することに伴いまして、条ずれ及び1歳到達日の文言の修正になります。

2条の2は、育児休業の対象となる子の範囲の拡大に伴い、条例に規定するものですが、これまで育児休業の対象となる子というものは、実子または養子、養子縁組が成立した子に限られていましたけれども、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正によりまして、特別養子縁組の監護期間中の子、この特別養子縁組というのは、民法の規定に基づきまして、原則として6歳未満の未成年者の福祉のために特に必要と認めるとき、家庭裁判所の審判によって、養子となる者とその実親との法律上の親子関係を消滅させて、養親、養子関係を成立させる養子縁組のことでございます。その監護期間中の子、それから養子縁組里親に委託されている子及びその他これらに準ずるものとして条例で定めるものというふうになっております。この2条の2では、その他これに準ずるものとして新たに条例で定めるわけですが、要保護児童を養子縁組里親として委託すべき手続を進めていたのですけれども、実際の、実の親等の親権者等が反対したことによりまして、養子縁組里親として委託できなくなる場合がありますけれども、そのような場合は、養子縁組、養育里親というのですか、養育里親として委託されている子についても育児休業の対象としますよということで条例で規定するものでございます。

40ページへ移りまして、第2条の3及び第2条の4は、条ずれ及び1歳6カ月の到達日の文言の修正になります。

41ページへ移りまして、第3条は、育児休業の条例で定める特別な事情を規定しまして、原則、育児休業が同一の子に対して1回の取得となっておりますけれども、条例で定める特別な事情がある場合には除かれておりまして、その特別な事情を規定しているものでございます。

第1号では、育児休業をしている職員が産前の休業を始め、または出産したことによって当該育児休業の承認が効力を失った後に、当該産前の休業または出産に係る子が、アとして、死亡した場合、イとして、養子縁組により職員と別居するようになった場合としまして、第2号では、育児休業をしている職員が第5条に規定する事由、第5条に規定する事由というのは、育児休業に係る子以外の子に係る育児休業が承認されることとなった場合なのですけれども、により当該育児休業の承認が取り消された後に新たに育児休業の承認に係る子が、アとして、第1号に係る場合と、イとして、民法の規定による請求による家事審判が終了した場合、または養子縁組が成立しないまま児童福祉法の規定による措置が解除された場合というふうに変更するものでございます。

次に、同条第3号以下は、第2号新設に伴う号ずれ、第7号の、第2条の3、第3号は条ずれに伴う修正になります。

42ページへ移りまして、第10条、育児短時間勤務。育児短時間勤務というのは、小学校就学の始期に達するまでの子、未就学児を養育するために、複数ある勤務形態から選択して、希望する日及び時間帯に勤務することができる制度でありますけれども、これについての規定になりますが、育児短時間勤務をした

ことがある場合に、終了日の翌日から起算して1年を経過しないで、当該子に係る再度の育児短時間勤務をすることが、条例で定める特別な事情がある場合を除き、できないことになっておりますけれども、その特別な事情を規定するものでございます。

第1号では、育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、また出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業または出産に係る子が第3条第1号アまたはイに該当することとなったこと、第2号では、育児短時間勤務をしている職員が当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務が承認されることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後に、新たな昇任に係る子が第3条第2号アまたはイに該当することというふうに規定をいたします。

また、同条第3号から第7号までは、同条2号の新設に伴う条ずれということになります。

第22条第2号は、部分休業。部分休業というのは、小学校就学の始期に達するまでの子、未就学児を養育するために1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる制度として、1日を通じて2時間を超えない範囲で勤務時間の初めまたは終わりに認められる制度です。承認についての規定なのですが、部分休業は1日2時間を超えない範囲で承認されるのですが、授乳のための特別休暇、授乳のための特別休暇というのは、生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳のために、1日2回、それぞれ30分以内、または1日1回、60分以内で認められるものです。または、介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業は、1日につき2時間から授乳のための特別休暇または介護時間を減じた時間を超えない範囲で規定するものです。

43ページへ移りまして、同条第3項は非常勤職員に対する部分休業の承認についての規定なのですが、1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行う旨を規定するものです。ただし、労働基準法の規定により、育児時間または介護するための時間の承認を受けて勤務しない場合には、当該時間を超えない範囲内で、かつ2時間から当該育児時間または介護するための時間を減じた時間を超えない範囲内で行う旨規定するものです。

44ページへ移りまして、第2条関係になりますけれども、大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の改正になります。8条の2につきましては、育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務について、その対象となる子の範囲について、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子、その他これに準ずるものとして規則で定めるものとして、養子縁組里親として委託すべき要保護児童として手続を進めていたけれども、実の親等の親権者の反対になったために養子縁組里親として委託できなくなることがありますけれども、このような場合、養育里親として委託されている子というものが新たに加えられたというものでございます。

以下、第1号、第2号、同条第2項、第8条の3第1項から第4号、別表第1及び別表2についても同様とする旨規定するものでございます。

8条の3第4項については、要介護者を介護する職員について、請求があれば、深夜勤務、深夜勤務というのは午後10時から翌日の午前5時までのことをいいますけれども、深夜勤務や時間外勤務、時間外勤務につきましては、1カ月24時間、1年150時間を超える時間外勤務になりますけれども、させてはならないことを規定しまして、45ページへ移りまして、それぞれ読みかえ規定を規定するものでございます。

16条の4項につきましては、文言の修正になります。

また、別表第1、14条関係、第11項につきましても、対象となる子の範囲を拡大し、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子などを追加規定するものでございます。

46ページへ移り、別表第1、第15項は要介護者の文言の修正になります。

タブレット48ページへ移りまして、第3条関係、大田原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及びタブレット50ページ、第4条関係、大田原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例につきましては、給与の減額に関しまして、育児に係る部分休業の対象となる子の範囲の拡大を追加規定しまして、あわせて就学部分休業、介護休暇及び介護時間について、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与を減額する旨の所要の改正を行うものでございます。

34ページへ戻りまして、附則といたしまして、この条例は29年4月1日から施行する旨規定いたします。

以上で議案第14号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、これより議案第14号に対する質疑を行います。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） タブレット39ページをお願いします。

ここの中の第2条、育児休業することができない職員、非常に私はこれは理解しにくくて、ちょっと、逐一質問させてほしいなと思っていたのですが、ちょっとそれだとわかりにくいかと思ひまして、市の臨時職員の採用の形態なのではございますけれども、事務職の方は1年までしか原則雇用されないことがありますが、それから、教育職とか、そういう方は臨時職員でも複数年採用になっているのかと思ひます。ここにまた1年とか1年以上という表現とかが出てくるのですが、それからその下、この赤で書いてある（2）のところの下2行ではございますけれども、採用されないことが明らかでない、読みかえると、採用されることが明らかな非常勤職員とも読みかえられるのかなと思ひます。この辺が非常に複雑なので、ちょっと事例で説明していただくとありがたいです。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） ここで言っている非常勤職員というのは、役所の形態としては、正式な職員と非常勤特別職、それから一般の非常勤職、それから臨時職員という形になるのですが、ここで言っているのは一般の非常勤職員と言われる方々なのです。大田原市の場合、この一般の非常勤職員というのの任用はありません。いわゆる非常勤特別職か、あるいは臨時職員という形になります。ですから、一般の非常勤職員、ここで規定している、該当する職員はいないので、実例的にはありません。それは、国のほうでも、任用の仕方が、非常に採用の仕方が曖昧ではないかということが今議論されている最中だと思ひます。

先ほど言いましたように、この赤い字の部分の言い方ではございますけれども……。

○委員（滝田一郎君） いいです。関係ないということですね。

（「複雑で方程式みたいになってくると、わけがわからない表現になって」と言う人あり）

○総務課長（櫻岡賢治君） ここでいうところの非常勤職員は、一般非常勤職員ということなので、該当する者はいないということです。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 幾つかあるのですけれども、私も、説明はしていただいているのですが、ちょっと難しくわからないものですから、聞きたいのですけれども。

36ページ、第2条のまず2からです。里親と子供信頼関係を築くには一定期間の必要のため、この信頼関係を築くまでの期間というものはどういう意味なのか、どのくらいのことを指しているのか。ちょっと、その下の、いわゆる同じような期間なのですけれども、養育里親、これが親元、実親のもとで暮らすことができるようになるまでというのですけれども、これらの期間というのはどうして決めるのですか。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） まず、特別養子縁組は、裁判所が、実際、もともとの親と今度養親となる方、その間の、要するに監護能力というのですか、要するに新しくなる親の監護能力を見る試験的な期間ということです。ですから、裁判所のほうでその期間を定めるといような形になると思います。

あと、養育里親ですか、養子縁組里親、これについては、養子になりたいということ并希望する者があって、それに対して都道府県知事が児童を預託するというので、やはりそれも知事が委託という形になりますので、期間的にはそちらの、知事のほうで決めるという形になると思います。

以上です。

○委員長（君島孝明君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） ないようでありますので、次に意見に移ります。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 意見もないようですので、それでは採決いたします。

議案第14号は、原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） ご異議ないものと認め、議案第14号 大田原市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可とすることに決しました。

#### ◎議案第15号 大田原市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（君島孝明君） 次に、日程第4、議案第15号 大田原市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

議案第15号について当局の説明を求めます。

財務部長。

○財務部長（高橋正実君） 議案第15号 大田原市税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部改正によるものと本市の法人市民税均等割の税率を改正するものの大きく2つの改正となっておりますが、関連する4条例を一括改正するものでございます。

詳細につきましては、税務課長からご説明申し上げます。

○委員長（君島孝明君） 税務課長。

○税務課長（墨谷美津子君） では、私から議案第15号 大田原市税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

タブレットの60ページをごらんください。今回の改正につきましては、地方税法の一部改正等に伴い、また法人市民税均等割の税率を改正するため、大田原市税条例及び大田原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、法人市民税の均等割及び法人税割の税率の改正、車体課税の見直しに伴う改正です。車体課税関係の見直しにつきましては、現行の軽自動車取得税を廃止するとともに、軽自動車税に環境性能割を導入し、取得時に環境性能等に応じて課税されることとなります。また、現行の軽自動車税を種別割と名称を変更するものです。なお、平成28年度税制改正につきましては、消費税10%引き上げ時期の転機に伴いまして、一部は関係法案の可決、成立を待ってのこの時期の改正となっております。

それでは、新旧対照表にてご説明いたしますので、64ページをごらんください。第18条の3は、納税証明事項について規定していますが、軽自動車税を種別割に名称を変更するものです。

第19条は、納期限後に納付し、または納入する税金または納入金に係る延滞金について規定していますが、環境性能割の規定を追加するものです。

続きまして、65ページから67ページになります。第31条は、均等割の税率について規定していますが、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から法人市民税の均等割の税率を標準税率から制限税率に変更するものです。

続きまして、第34条の4は、法人税割の税率について規定しておりますが、平成31年10月1日以後に開始する事業年度から法人市民税法人税割の税率を12.1%から8.4%に変更するものです。これは、地域間の税源の偏在性を是正するため、消費税10%段階において、国税であります地方法人税の税率をさらに引き上げまして、交付税原資化を進め、その分、法人市民税の税率を引き下げることになるものです。

第76条は、軽自動車税の納税義務者等について規定していますが、環境性能割の納税義務者についての規定及び現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整理です。

続きまして、68ページの第76条の2、軽自動車税の課税免除ですが、現行の第77条を第76条の2とするものです。第77条は、軽自動車税のみなし課税について規定していますが、環境性能割の導入に伴う改正及び規定の整理です。

続きまして、69ページの第77条の2、日本赤十字社の所有する軽自動車税の非課税の範囲については、現行の第76条の2を第77条の2とするものです。

第77条の3から70ページの第77条の8は、環境性能割の税率、徴収方法、減免等を規定するものです。

続きまして、第78条から74ページの第87条については、現行の軽自動車税を種別割に名称変更することに伴う規定の整理です。

次に、附則第7条の3の2は、個人の市民税の住宅借入金特別税額控除について規定していますが、住宅ローン減税措置の適用期限の延長に伴う改正です。

続きまして、75ページの附則第15条の2から附則第15条の6については、環境性能割の導入に伴う新設です。軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、県が行い、徴収取扱費を市が県に交付する等の特例を規定するものです。

次に、76ページの附則第16条は、軽自動車税の税率の特例について規定していますが、グリーン化特例の経過を1年延長する改正です。

続きまして、79ページから第2条関係になりますが、附則第16条の軽自動車税の税率の特例は、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整理です。

次に、81ページをごらんください。第3条関係は、平成26年条例第15号の一部改正になります。改正附則第6条は、軽自動車税に関する経過措置について規定しておりますが、現行の軽自動車税を種別割に変更する等の規定の整理です。

83ページをごらんください。第4条関係ですが、平成27年条例第34号の一部改正になります。改正附則第6条第7項は、市たばこ税に関する経過措置を定めておりますが、条例第19条の改正に伴う規定の整理です。

続きまして、本条例を改正するための附則について改正文でご説明をいたします。58ページにお戻りください。附則第1条は、施行期日を定めるものです。この条例は、平成31年10月1日より施行する。ただし、第1条中、第31条第2項の法人市民税均等割の税率の改正規定、附則第7条の3の2の住宅ローン控除制度の2年延期の規定、附則第16条のグリーン化特例経過の1年延長の規定は平成29年4月1日から施行するものと定めるものです。

第2条は、市民税に関する経過措置を定めております。

第3条は、軽自動車税に関する経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、これより議案第15号に対する質疑を行います。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） タブレット60ページをお願いします。

これと、先ほどの冒頭の部長の説明、1つとして地方税法改正によるもの、2つ目として大田原市の法人税の均等割にかかわるものということで、非常にわかりやすい説明をいただきました。一方で、この60ページの資料なのですが、それはちょっと、部長の説明と少しニュアンスが異なるような気がするのです。ついては、これは、このつくり方、部長説明のようなつくり方でないとおかしいのではないかとということですが、それに関する考え方をお願いします。

○委員長（君島孝明君） 財務部長。

○財務部長（高橋正実君） 冒頭に申し上げた趣旨、今回の条例改正、一括4条例を改正しておりますけれども、その中の趣旨、視点というのですか、は先ほど申し上げました地方税法の一部改正によって軽自動車税の環境性能割のほうが追加になりまして、これらの地方税法の改正は全て、施行期日の中でも申し上げましたが、30年10月1日からの施行になってきます。今回の地方税法の一部改正に係る改正内容です。もう一つ、今回、一般質問等でも出ておりますけれども、法人市民税の均等割の税率の改正といったものにつきましては、29年4月1日の事業開始年から改正するという内容の、施行期日上で申し上げても、30年10月1日から施行するものと29年4月から施行するものという意味での、2つの改正が入っておりますという説明でございます。

○委員長（君島孝明君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） ちょっと、私の質問はそういうことではなくて、この議案概要、一部改正等によりということなのだけれども、幾つもあった場合はそうなのですけれども、幾つもあるのですけれども、主な内容の、この2つで、冒頭の部長の説明のとおりと言えば、地方税の一部改正及び大田原市独自の均等割を改正云々という、表現はいずれにしても、によって改正しなくてはいけないから、提出しますよという表現でないと、何か、我々議員がぱっとこの補助資料を見ると、地方税法が変わるから、法人市民税の均等割までもそういう影響で全て変わるのではないかと誤解をする、私が、可能性があるということで、ここはやっぱり明確に、制限税率まで持っていくよということで、こちらの、ちょっと、これは書いてあるのだけれども、これも不明確なのです。ちょっと、これは後からまた質問しますけれども、法人均等割は、均等割は4月1日からと書いてあるのだけれども、法人税割はここでは表現はなくて、当然ですけれども、そのままになっているわけで。だから、我々に説明する議案補助資料については、そういったことを親切に書いていただかないとわかりにくいということをしているのです。

○委員長（君島孝明君） 財務部長。

○財務部長（高橋正実君） 今回の補助資料の議案概要のところの説明は、かなり大ざっぱな説明になってしまっているということで、誤解を与えてしまっているかなというふうに反省はしています。地方税法の一部改正等によりということで、法人税割の税率も改正をする、これは30年の10月からですけれども、法人税割の税率のほうの改正も入って、今回、市独自の均等割の……

○委員（滝田一郎君） それを明確に出してもらわないと、普通、我々が見たときに、何々の、国の法律が変わるといふときは、正直言って、そういう。我々議員は、何々の法律が変わるとか、国がそうなったからとか、さっきの部分もありますけれども、教育委員会の。ああいうのがあれば、我々、一般的には当然だと思っただけです。ですけれども、市独自のものでやる場合には、やっぱり明らかに今後もしていただかないと、誤解して見落とす。悪く考えると、市の執行部は何かそういうことを狙っているのではないか、みたいな、そういう疑念も生じかねないので、そういうところは特に綿密に書く必要があるだろうということで今回質問しました。

○委員長（君島孝明君） 財務部長。

○財務部長（高橋正実君） 大変、説明が不十分だということで、今後は気をつけたいと思います。

再度、ちょっと申し上げておきますのは、今回、29年4月から市のほうの独自の均等割、税率を改正しますが、本来ですと12月等の議会で条例改正を審議するということが望ましいのかなということも考えておりました。ただし、地方税法の改正が明らかに見えておまして、法人税割の税率の改正が、必ず3月末に条例改正をしなければならなかったものですから、法人税に関する税率、均等割の部分と法人税割の税率の改正をできれば一度に3月の末でお諮りしたいという、ちょっと趣旨があったものですから、今回、一緒になってしまって、逆に紛らわしい説明になってしまったことはおわびしたいと思います。

○委員長（君島孝明君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 法人税均等割の金額はわかりましたが、これは予算委員会でやるまでのことではないので、きょう、課長さんもいらっしゃるのでお聞きしたいのですけれども、計上率を今回変えたことによって、前年99.8%だったのをことし99.6に落としているのですけれども、これは何か意味があるのですか、この条例の改正と絡めて。

○委員長（君島孝明君） 税務課長。

○税務課長（墨谷美津子君） 99.6に落としたということに関しては、特に意味はございませんが、やはりちょっと上げ過ぎていたかなということがありまして、余裕を持って予算を立てるということで99.6にさせていただいております。

○委員長（君島孝明君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） その何か根拠みたいなものってあるのですか。単に、漠然と、上げ過ぎていたかなと。今までもこれだったのですよね。何か根拠というか、この0.2の根拠って何かあるのですか。逆算なのかな、それとも単に。大体、これだけ集めたいから、これにして合せて。

○委員長（君島孝明君） 財務部長。

○財務部長（高橋正実君） 当然、収納のほうの実績、当然、27の決算ベースと、28もここまで来ていますので、収納対策課のほうからの実績、それとやはり、法人税関係はどうしてもその年の景気といたしますか、単年度の景気でも大きく左右されます。一般的には、前年度に見通しを立てて、中間納付、中間申告していただいておりますけれども、その中間納付の状況等も見て、28のおおよその決算を見ている。ちょっと、法人の収納率については、ちょっと、今まで頑張ってみ過ぎていたなという点で、今回、均等割は上げますけれども、それをそのまま収入で見込んでしまうということを、少し、微調整させていただいたという感じでございます。

○委員長（君島孝明君） ほかに。小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） まず、法人税割の、31年10月1日から施行するというので、34条の4、これは今まで100分の12.1、それから14.8なのですけれども、これは国のほうからの改正で、他の市町村も全部同一で31年10月1日から施行するというのでいいのか、既に100分の8.4にしているところなんかはない、これは一律と考えてよろしいのですか。

○委員長（君島孝明君） 税務課長。

○税務課長（墨谷美津子君） お答えいたします。

委員がおっしゃるとおり、国のほうで、まず平成26年度の税制改正で14.7%から12.1%に、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から税率が下がっております。今後は、平成31年10月1日以降に開始する年度から、これは国内全て統一でございまして、大田原市は12.1%から8.4%、マイナス3.7%の減になってまいります、これは統一されております。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） わかりました。

あと、軽自動車税の納税義務者の関係なのですけれども、課税の免除についてお聞きしたいのですけれども。これまでもあったと思うのですけれども、特に環境性能割のほうに伴う対策、これらは例えば公の、公共で使っている軽自動車、これも減免になるそうで、例えば販売車ですね、商品として販売するこれらの陳列してあるものにも減免、免税ということを知っていたのですけれども、これらは全て、車と違って、一台一台ですから、全部ではないですか、1台ずつ手続きを全部、手続きのし直しをするのですか。お店によっては、車一台一台、減免の、軽自動車の。

○委員長（君島孝明君） 税務課長。

○税務課長（墨谷美津子君） これまでどおり、申請の方をしていただくような形になります。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 例えば市のほうで改めて追加となり、市民に対して、業者に対して通知を出しますね。そういうときは、いわゆる古物商の資格を持っているかということが言われるのですけれども、今回も同じような形で、市民に対して事前に通知をするという……

（「改正が」と言う人あり）

○委員（小野寺尚武君） はい。軽自動車です。軽自動車の……

（「環境性能」と言う人あり）

○委員（小野寺尚武君） そうそう。

○委員長（君島孝明君） 財務部長。

○財務部長（高橋正実君） 先ほど、ちょっと私、30年10月という話を申し上げましたけれども、全て、今回は29年4月の改正と31年の10月からの改正になります。今の軽自動車税に関する減免の規定につきましても、31年10月からの施行になりますので、今後、この条例の改正がご議決されたということになれば、これはどちらかということ、市の単独の制度ではございませんので、国、県を通して広く周知していくということになるかと思えます。今回の28年の税制改正で消費税が先送りになったために、この改正も31年10月までおくれますよという改正なものですから、かなり早く、先行して、もう28年の時点で31年から施行する話まで条例改正してしまうことになりますけれども、周知については今後進んでいくことになるかと思えます。

○委員長（君島孝明君） 税務課長。

○税務課長（墨谷美津子君） 附則の第15条の2から附則の第15条の6でご説明しましたとおり、環境性能割の導入に伴う新設で、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、県が行いますので、減免についても県が行うという形になってまいります。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） もう一回聞いて申しわけございませんけれども、そうすると、今の県という話になりますと、今まで軽自動車税は市のほうに納めていたのですけれども、それらの関係はどうなるのでしょうか。

○委員長（君島孝明君） 税務課長。

○税務課長（墨谷美津子君） これまでの軽自動車税は種別割という名称に変わりますので、名称は変わりますが、市のほうでこれまでと全く変わらず賦課徴収をいたします。環境性能割の分は県が賦課徴収いたしますが、その全てを市のほうに送られてまいりまして、市のほうから5%の取扱費を県のほうにお戻しするという形になってまいります。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 最後に、申しわけないです。

軽自動車の減免なのですけれども、ちなみに公の施設で減免になりますのは、日赤とかそういうのも全部減免になるのは分かっているんですが、市で現在、軽自動車対象になるというのは何台くらい確保されている、使用されているのだから教えていただけますか。

では、後で結構です。

（「軽自動車税の税収を見込んでいますので、計算していますので」  
と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） では、その点は後でよろしく。

財務部長。

○財務部長（高橋正実君） 今回、法人市民税の均等割の税率、反対の立場で一般質問されている議員さんがおられますので、今回、指摘を受ける想定をちょっと考えておきまして、周知期間が短過ぎるのではないかと、3月の条例改正ということになっていきますので、本来だったらもっと前に条例改正を議会のほうで上程して、ご議決いただいた後に周知といった周知期間が不足するのではないかとというようなご指摘をちょっと想定していきまして、実は、この件に関しまして、12月の全員協議会の時点で、今回の法人税の均等割の額を上げたいと、市の方針として4月の事業開始から税率を改正したいということのご説明を12月の全員協議会でさせていただいております。その後、内々のご了解、議会全員協議会のほうでご了解をいただいたという想定で既に周知活動に入っております。全ての法人に対して周知活動を行っておりますので、ちょっとその経過を課長のほうから説明させますので。

○委員長（君島孝明君） 税務課長。

○税務課長（墨谷美津子君） では、ご説明をいたします。

11月の全員協議会にて均等割の税率の改正のほうをご説明させていただいた後、広報等でその内容を周知いたしまして、その後、全ての該当法人に対しまして個別にご説明、詳しいご説明と通知のほうを出しております。その結果、問い合わせ等は今のところございません。今後は、議会を通過しましたら、ホームページ、さらに広報、また納付書発送時にさらに通知のほうを同封する予定でございます。

以上です。

○委員長（君島孝明君） よろしいですか。質問は出なかったのですが、説明がございましたので、ご理解いただきたいと思えます。

では、質疑はないようでございますので、意見を行います。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 2点ほど意見ということにさせていただきます。なお、意見を申し上げても、この提案に反対するという意味合いでのことではございません。

考え方として、市独自の均等割の税制改正、値上げと地方税法によるもの、これについてはやはり別に提案すべきだろうというふうに私は考えます。

それと、均等割、これはほかの税制も、31年、わずかな期間なので、やはり31年10月1日から、それと、下がるのと上がるの部分ができるわけなので、そのときにやるのがやはり望ましいのではないかと、そういう考え方をしております。

以上2点の意見です。

○委員長（君島孝明君） ほかに意見はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） なければ、採決したいと思います。

それでは、採決いたします。

議案第15号は、原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） ご異議ないものと認め、議案第15号 大田原市税条例等の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決することに決しました。

◎閉 会

○委員長（君島孝明君） 以上で当委員会に付託されました議案等の審査は全て終了いたしました。

これにて本日は閉会いたします。

午前11時03分 閉会

総務常任委員長